

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第17回				
開催年月日	平成26年9月28日(日)				
開催時間	15:40~17:30				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西CC	次期施設推進班 次期施設推進班 次期施設推進班	工場長 主 幹 主 幹 主 査 主査補 副主査	大須賀 利明 土佐 光雄 鳥羽 洋志 浅倉 郁 中野 竜一 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課 次期中間処理施設対策室長事務取扱		担当課長	山口 隆
		白井市環境建設部環境課		課 長	伊藤 勉
		栄町環境課		課 長	池田 誠
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		常務課長	鈴木 幸造 朝日 大輔	

※欠 席：山本博久委員（栄町公募住民）

※傍聴人：9人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第16回及び第17回会議）	3
3 最終答申について	4
4 その他	22
5 閉会	23

次第1 開会

浅倉郁（事務局：主査）

只今から印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第17回会議を開会します。

まず報告ですが、山本委員から所用のため欠席との連絡をいただいています。

それでは開会に当たり、委員長のご挨拶をお願いします。

寺嶋均（委員長）

この第17回会議が最後の会議となります。

最終答申書をきちんと纏めたいと思うので、よろしくをお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

以後の会議進行を委員長にお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、本日、第17回会議の会議録署名委員の指名を行います。

席順でお願いしているところですが、今回は岩井委員と亀倉委員にお願いします。

次第2 会議録について（第16回及び第17回会議）

寺嶋均（委員長）

次第の2番、「第16回及び第17回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

第16回会議の会議録のほか、第15回会議の会議録についても作成が完了していません。

本日の第17回会議の会議録と合わせて可及的速やかに作成し、皆様にメール送信します。

寺嶋均（委員長）

今後、第15回会議以降の会議録をメールにより各委員へ提出し、内容確認することによってよろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

次第3 最終答申について

寺嶋均（委員長）

次第の3番、「最終答申について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

最終答申書の審議をお願いする前に、先程の審査結果報告会で寄せられた意見について、皆様で意見交換をお願いしたいと思います。

また、審査結果報告会の閉会後に提出のあった意見書4通も合わせてご覧ください。

寺嶋均（委員長）

先程の審査結果報告会で質疑応答のあった事柄及び提出のあった意見書について、質問や意見があればお願いします。

亀倉良一（委員）

印象的なものとして、3人から意見のあった現在地の評価額の取り扱いが挙げられます。

具体的に留意点として記載してほしいという発言もありましたが、私もそうすべきだと考えます。

藤森義韶（委員）

私も同意見です。

記載する場所を具体的に申し上げると、候補地の記述評価における現在地の「その他の特性」の欄が良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

現在地の売却益は、次期中間処理施設の建設費には直接充てられないので、経済性の評価には影響しないという話ですが、以前にも申し上げたように、現在地が売却可能となるのは約10年後です。

不動産の売買は千三と言われるように非常に難しい取引ですし、焼却場跡地なので、実際の汚染の有無に関わらず汚染の疑いが掛かり、ブラウンフィールド視される可能性もあり、容易には売却出来ない土地であることも踏まえると、基本的にはこれまでの会議の審議結果通りで良いと考えますが、記述評価における現在地の「その他の特性」の④番の書き出し部を「本候補地周辺は」から「本候補地は」に改め、現在地は千葉ニュータウンの中心地として今後の都市機能の発展が予想されるという含みを持たせた表現とすることが適当だと思います。

藤森義韶（委員）

納税者である住民が最も関心を寄せる場所は、移転する場合、現在地をどうするのかということなので、現時点における現在地の不動産鑑定額を記載しておけば良いと思います。

10年先のことを話しているわけではありません。

山口進（委員）

コストを掛けて不動産鑑定士に鑑定依頼し、候補地毎の適正な鑑定額が出されました。

この鑑定額を載せることは当たり前のことだと思います。

土田寛（学識経験委員）

同じ議論の繰り返しになると思いますが、用地検討委員会は次期中間処理施設の用地選定に係る諮問を受けた委員会です。

そういう意味では、情報公開の話も含めて申し上げると、独り歩きをする可能性のある数字については、取り扱いを注意する必要があると思います。

実際には備考欄に示されてはいますが、要は数字が示され、特性ということで注記されてしまうと、売れば凄く利益が出るのだということが、公共事業の一端としてつまびらかになってしまいます。

また、現在地の跡地利用計画について、例えば行政として単純売却で良いのかという疑問があります。

先程の審査結果報告会で将来の市役所用地という意見がありましたが、跡地利用計画が全くないままに売り払ってしまうようなまちづくりというのは、本来のまちづくりではありません。

国鉄清算事業団が赤字を減らすために何もかも売却したことが土地バブルを生む一端を担ったわけですが、土地利用計画が全く白紙の状態売却する前提とすることは、事業にプラスになるという独り歩きや誤解を招く恐れがあり、そういう意味も含めて前回会議で議論した結果としては、備考欄に鑑定結果の金額だけを記載すると決めています。

要は本体から外して記載をしておくことで、ある種、備忘録的に残しておく、今後、組合、印西市、現在地周辺住民の方々が手を取り合ってどのようなまちづくりをしていくのかという検討を進めることで良いと思います。

現在地をどう活かすのかという議論は、まさにこれから始まることであり、用地検討委員会が売れば金になるという、ある種のスリードに近い形をすることについては、端的に申し上げると賛成しかねます。

亀倉良一（委員）

ポイントがかなりずれてしまっていると思いますが、前回会議における採決を覆せということではありません。

しかし、先程の審査結果報告会における意見のように、普通の住民が考えれば、なぜ現在地の売却価格を問題にしなかったのだらうという素朴な疑問が当然出てきます。

再評価するというのではなく、現在地の売却価格については一応議論し、色々な意見が出され、最終的には採決して合意承認したという事実経過を少し付け加えてくれればということだと思います。

土田寛（学識経験委員）

事実経過を記述評価で特記することの意味や目的がよく分かりません。

亀倉良一（委員）

目的も何も、そのような疑問が住民から出てきたのです。

用地検討委員会ではそれなりに対応したということをお答えるべきだという意見も出されているので、それを認めて何の問題もないと思います。

土田寛（学識経験委員）

仰っていることがよく分かりません。

山口進（委員）

次期中間処理施設は、土地のないところに建てられません。

宙に浮いて建てるわけにはいかないのです。

きちんと杭を打ち地盤を固めて基礎を設置した土地の上に建設するのに、土地代をゼロ円として経済性を考えることは疑問です。

また、そもそも、現在地に清掃工場を設置するのはもったいないので、移転させようということが1つの発想であったわけです。

移転候補地が全然見当たらなければ現在地しかないでしょうが、土地を提供してくれる土地所有者が現れたわけなので、その点も考えてもらいたいと思います。

藤森義韶（委員）

やはり現在地の特性からすると、今後、現在地がどうなるかということは、売る、売らないに関わらず、多くの住民が1番関心を持っているところです。

要は、現在地はこれだけの価値があるのだということを我々がきちんと示しておく必要があるということです。

岩井邦夫（委員）

先程から色々な意見が出ていますが、不動産鑑定士が鑑定した現時点における現在地の価格を参考としてどこかに記載することは皆了解していて、問題はどこに記載するのかということだと思っています。

移転した場合に現在地はどうなるのかということは、確かに一般住民の興味のあるところですが、それは用地検討委員会が担任する事務の範疇から外れている話です。

用地検討委員会は現在地をどうするのか決める場ではないので、我々は権限も何もありません。

藤森義韶（委員）

私が申し上げたことは、現在地の鑑定額の取り扱いについて大きな議論となり、6対5で決するところによって現在地の鑑定額は経済性の評価に加えないこととなりましたが、あれだけの議論があったことから、現在地をどうするのかについては触れるべきであり、現在地の大きな特性として、現時点の不動産価値である約18億円は資料編に小さく記載するのではなく、大きいテーマとして捉えるために本編の記述評価における現在地の「その他の特性」に、加えるべきということです。

川砂智行（事務局：副主査）

移転の場合における現在地の取り扱いを記述評価に記載するのであれば、記載先は移転地である現在地以外の候補地欄になると思います。

記載内容としては「現在地の跡地活用計画を纏める必要がある」が考えられると思います。

対になる現在地欄における記載内容としては「用地買収の必要がない」が考えられると思います。

土田寛（学識経験委員）

経済性の評価で、現在地の売却益を見込むことが前提になるとまずいので、あくまで参考として鑑定額を記載する必要があります。

要は、売却益があれば移転地でも経済的に建替えが出来るのだという、甘い見込みのとり方をしないように配慮しておく必要があることを申し上げています。

川砂智行（事務局：副主査）

その点を配慮して、記述評価に鑑定額を記載するのではなく「跡地活用計画を纏める必要がある」と記載することが考えられると申し上げました。

跡地活用の選択肢としては、売却のほか、先程の審査結果報告会で住民の方から意見のあった市役所用地など様々なプランがあると思いますが、いずれにしても移転の場合は何らかの跡地活用計画を立てる必要があることについて間違いのない話だと思います。

土田寛（学識経験委員）

それを記載しても構いませんが、用地検討委員会の趣旨から外れてしまいます。

亀倉良一（委員）

常識で分かるような話にしてほしいのですが、なぜ各候補地の経済評価をするときに、現在地の売却価格を考慮しないか、本当に良く分からないのです。

土田寛（学識経験委員）

売却することが決まっていないからです。

亀倉良一（委員）

決まってはいませんが、現時点の鑑定額は出ています。

土田寛（学識経験委員）

売却が決まっていないにも関わらず売却前提で話を組み立てること自体が論理的におかしいのであって、常識の問題ではありません。

渡邊忠明（副委員長）

各候補地の経済評価という話がありましたが、現在地を売却しても次期中間処理施設整備の事業費に直接繰り入れられないので、売却価格は用地選定の議論の中で織り込むべきではありません。

土田寛（学識経験委員）

用地検討委員会が担任する事務の範疇ではありません。

亀倉良一（委員）

次期中間処理施設整備の事業費に組み入れられないのではなくて、現在地は既に組合の財産です。

土田寛（学識経験委員）

用地検討委員会は、組合の経営の話を論じる委員会ではありません。

亀倉良一（委員）

現在地の取り扱いは組合としての事業です。

渡邊忠明（副委員長）

用地選定のために経済評価をしたのであって、現在地を売却しても次期中間処理施設整備

の事業費に充てられないということからすれば、現在地の売却価格は絶対に経済性の評価には入れるべきではありません。

亀倉良一（委員）

前回会議で発言しましたが、前回計画の委員会では、現在地の売却価格を含めて候補地の経済評価をしているので、それなりの合理性があると考えます。

現在地の売却価格を経済性の評価に加えないことは、最終的に前回会議で採決したので仕方ないのですが、現在地の売却価格の検討がテーマとなった以降の議論におけるプロセスや事実経過を最終答申書に載せてほしいという住民の声を受け、なぜその程度のことを載せてはいけないのか分かりません。

土田寛（学識経験委員）

仰っていることが良く理解出来ないのですが、住民が言えば何でも載るというのでは、委員会の責任放棄になってしまいます。

良識と見識に基づいて委員会は運営されるべきなので、住民意見があるから載せなければいけないという論理は余り成り立ちません。

亀倉良一（委員）

私は住民意見を受けて、委員として納得したので発言しています。

河邊安男（副委員長）

資料編の5-51ページに現在地の鑑定額が記載されていますが、その欄に亀倉委員から求めのあった内容を追記すれば良いと思います。

どうしても本編の記述評価に記載しなければならないものですか。

亀倉良一（委員）

本編の記述評価に入れてはまずいですか。

河邊安男（副委員長）

あえて記述評価へ入れる必要性はなく、現在地の鑑定額に詳細なコメントを加える対応で良いと思います。

亀倉良一（委員）

どこでも良いので、何とか酌み上げてほしいと思います。

土田寛（学識経験委員）

資料編の5-51ページに追記することで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

当該追記することで良いと思いますが、現在地の鑑定額を経済性の評価に加えない理由を纏める必要があります。

土田寛（学識経験委員）

鑑定額に加えて当該理由を記載するということですね。

河邊安男（副委員長）

そうです。

土田寛（学識経験委員）

なぜ現在地の鑑定額が参考として記載されているのか、解説を入れることで良いと思いま

す。

寺嶋均（委員長）

本編はどうしても総括的・概要的な表現にならざるを得ないので、結局、経済性の評価は資料編の5-51ページに辿り着かないと、本当の意味での理解・判断が出来ません。

よって、5-51ページの算出方法欄に追記すれば良いという意見ですが、それでいかがですか。

岩井邦夫（委員）

賛成します。

亀倉委員が仰るように、現在地には不動産価値があるのに、どうして経済性の評価に入れないのかという疑問や質問は必ず生じるので、5-51ページを見ればその点が理解出来るように簡潔な記述をしてほしいと思います。

河邊安男（副委員長）

追記する内容は委員長と相談してください。

土田寛（学識経験委員）

事務局と委員長にお任せします。

河邊安男（副委員長）

それで良いと思います。

岩井邦夫（委員）

簡潔に書くとすれば、「次期中間処理施設を現在地以外で整備する場合、現在地の跡地利用を用地検討委員会で決められないことから、現在地の鑑定額を経済評価に加えられない」という表現になると思います。

現在地の利用方法及び売却の有無は用地検討委員会で決められません。

川砂智行（事務局：副主査）

岩井委員が仰る内容は理解出来るのですが、それは今迄の皆様の議論の延長として捉えてよろしいですか。

岩井邦夫（委員）

これまでの議論の延長です。

この表現であれば皆さんの了解が得られると思います。

土田寛（学識経験委員）

建替え事業に係る予算と現在地の売却に係る予算は別物なので、一体的な評価は出来ないということだと思います。

黒須良次（委員）

本来ならば、あくまでも中間処理施設というものを建設し、あるいは更新するという中間処理施設事業会計という中で捉えるべきだと思います。

中間処理施設を運営するには施設と諸々のサービスのほか、先程、山口委員が仰ったように土地が必要です。

よって、現在地の価値に関する取り扱いは、長期間に亘る当該事業会計の中で行う話です。土地が後から売れたからといって、その収入を見ないというのはおかしい話で、精算は1

0年後になるかもしれません。

そうした長期的な会計で見ないと、適正に事業が行われたかどうか分からないわけです。

それが本来あるべき姿ですが、ただ今回は現在地の売却が可能となる時期が10年程度先のことなので、その時点で売れるかどうか分からない、あるいは、現在地周辺の土地利用事情や土地需給が分からないという中で相当議論をした結果、現在地の不動産鑑定額は経済性の評価に加えない方向で比較評価したということをして5—51ページに追記すれば良いと思います。

土田寛（学識経験委員）

仰っている内容は、組合の経営そのものの話です。

従前の議論では、組合はそのような事業会計はしないという話がありました。

用地検討委員会としても組合の事業会計のあり方まで踏み込むのはいかがなものかという議論をしたと思います。

黒須良次（委員）

公共事業の現在のあり方としては、当然あるべき姿だと思います。

組合事業は年度会計ですが、次期中間処理施設に係る事業とした事業単位で考えないと、住民に対して説明をすることが出来ないのではないのでしょうか。

土田寛（学識経験委員）

それは組合の事業内容、会計制度、財政そのものの本体の話なので、用地検討委員会が所掌する事務から増々外れてしまいます。

別途、行革などの取り組みの中で組合が検討及び議論する話だと思います。

黒須良次（委員）

そこまで大袈裟な話ではなく、次期中間処理施設整備事業という枠の中で、当然、今迄使っていたものの不要となった資産である現在地について、その価値を事業に充当することは当然の話だと思います。

土田寛（学識経験委員）

市民としての期待は分かりますが、実際のところ公共団体は簡単には動けないので、実情を踏まえ、改めて組合から説明して貰ったほうが良いと思います。

山口進（委員）

現在地は組合財産として位置付けられていないのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

現在地は組合の財産です。

山口進（委員）

それがなくなってしまうたらおかしいです。

土田寛（学識経験委員）

組合財産の一部だけが参考として記載されているだけです。

黒須良次（委員）

移転に際して、現在地の評価額を含めない形で経済性の比較評価を行った理由を、住民にきちんと理解していただくことが今の議論の方向です。

その点を5—51ページに追記するにあたり、記載の仕方を的確にしてもらえれば、それで良いと思っています。

渡邊忠明（副委員長）

現在地の評価額を含めて経済性の比較評価を行うことは、用地検討委員会の所掌を逸脱しています。

藤森義韶（委員）

用地検討委員会の所掌は逸脱していません。

現在地の評価額を含めない形で経済性の比較評価をすることに賛成の委員が6人、反対の委員が5人という採決を行いました。

柴田圭子（委員）

逸脱はしていません。

逆にそういうことは、全部記載したほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

経済性評価の考え方ですが、現在地の売却費を含めないこと自体、次期中間処理施設の整備事業として逸脱になりませんか。

柴田圭子（委員）

逸脱です。

藤森義韶（委員）

そうです。

亀倉良一（委員）

それは6対5という採決における5委員のほうの意見です。

藤森義韶（委員）

これ程の問題になった事項なので、記述評価の中に経緯をきちんと記載すべきだということをお願いしています。

資料編の5—51ページに記載しても、市民の目に全く届きません。

市民が見るのは本編です。

山口進（委員）

現在地の不動産価値を経済性の評価において適切に取り扱わないことで、吉田地区の事業費が相対的にかなり高くなってしまうことは適切ではないと思います。

岩井邦夫（委員）

事務局に確認しますが、住民に対し最終答申書のダイジェスト報告をする予定はないのですか。

そうした報告をするのであれば、その中に現在地の評価額を含めない形で経済性の比較評価を行った理由を記述したほうが良いと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

今後、最終答申書の概要に係るA3サイズ両面使い程度の組合臨時広報紙を発行する予定です。

内容としては本編に沿ったものと考えており、特定の審議事項を強調して掲載する考えは

ありません。

岩井邦夫（委員）

一般住民の関心を考えると、備考欄に掲載することでも良いと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

組合広報としては、本編の内容を周知することに意義を感じています。

それ以外のことも掲載するのであれば、資料編の全てを掲載せざるを得ないと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

岩井邦夫（委員）

了解しました。

柴田圭子（委員）

移転の場合における現在地の取り扱い、誰が何と言おうと普通の感覚の住民からは当然出てくる疑問であり、また、その件について相当の時間を掛けて審議していることも事実なので、やはり本編の中に記載すべきだと思います。

例えば3次審査結果における経済性の欄外に、先程、黒須委員が纏めてくれたようなことを米印で記載することが考えられます。

土田寛（学識経験委員）

経緯の話にこだわっておられるのは分かりますが、最終答申として各候補地の評点及び順位も出すことから、結局のところ、この結果に疑義が出されるだけなのであって、経緯の話に繋がらない可能性があることを懸念しています。

用地検討委員会で現在地の跡地利用に対する議論はありましたが、今後、管理者・副管理者会議において建設候補地を選定した段階で移転の場合であれば、改めて組合ないしは印西市が考えることなので、用地検討委員会がそのような先のことまで心配して結論を出していくことは用地検討委員会の議論の範疇ではないということをごきちんと説明すればそれで良いと思います。

時系列的に考えると、あくまで現在地の跡地利用は建設候補地が現在地以外に選定された後の話であると理解しています。

2市1町の住民委員を中心に構成される用地検討委員会として、6対5であれ8対2であれ、結論を明快に出した責任があります。

渡邊忠明（副委員長）

やはりバランスを考えなければいけないと思うので、特定の審議事項だけを突出して最終答申書の本編に記載することには違和感を持ちます。

亀倉良一（委員）

6対5の採決を覆すべきということをお願いしているわけではありません。

ただし、審議の経過は記載しておいたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

色々な意見がありましたが、先程、河邊副委員長から意見があったように、資料編の5—5 1 ページの経済性評価に係る内訳に辿り着かないと、経済性評価の全容は分かりません。

1つの纏め方として、現状の5—5 1 ページには、現在地及び温水センターの不動産鑑定

意見書価格が記載されていますが、それに加えて、移転に際し現在地の評価額を含めない形で経済性の比較評価を行った理由を簡明に記載することではいかがですか。

岩井邦夫（委員）

異議なし。

玉野辰弘（委員）

良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

穏当だと思います。

寺嶋均（委員長）

念のため採決します。

賛成の委員は挙手してください。

(挙手 8 名)

寺嶋均（委員長）

賛成多数と認めます。

よって、資料編の 5—5 1 ページに、移転に際し現在地の評価額を含めない形で経済性の比較評価を行った理由を簡明に記載することとします。

具体的な記載内容については、売却が可能となるのが 10 年程度先になること、現時点で跡地活用計画がないこと及び各種の不確定要素が多いことなどに触れたいと考えていますが、意見はありますか。

河邊安男（副委員長）

具体的な記載内容に対する意見はありませんが、これまでの委員意見も踏まえ、事務局と委員長で纏めていただくことで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、皆さんから出された意見等を参考としながら、事務局と私でコメントを決めたいと思います。

(「異議なし」との発言あり)

寺嶋均（委員長）

続いて、本日の会議に提出のあった意見書について意見交換したいと思います。

質問や意見があればお願いします。

柴田圭子（委員）

委員長挨拶文の「おわりに」に関係し、岡野氏から意見書が提出されていますが、環境省の資料等において、廃棄物処理施設は避難場所という位置付けにはなっていないということです。

私も今迄、各候補地の評価を進めてきた中で避難場所というイメージは持っていません。

施設をいくら頑丈に造ったとしても廃棄物を燃している場所に人を寄せることは、どうしても疑問を持つので、私は防災活動の拠点とする前提で各候補地の評価を進めてきました。

よって、委員長挨拶文の「おわりに」で、避難場所と位置付けていることについて多いに疑問があります。

防災拠点という言葉であれば問題ないと思いますが、避難場所という表現はやはり避けたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

避難場所については、これまで私のほうから最近の他都市における色々な動き等を含めて発言した経緯があるので、改めて説明します。

現在、新設する清掃工場の発注状況あるいは工事契約済みの清掃工場の事例を見ると、発注者側から避難場所を造らないで良いという求めがない限り、どこでも避難場所としての機能を具備した清掃工場を整備する方向で動いています。

清掃工場は、電気、水及び補助燃料などが確保され、また、建物は非常に頑丈です。

確かに工場の中で廃棄物が燃焼していますが、震度5以上の地震が発生した際は、焼却炉が自動的に停止するプログラムを大体の施設で組んでいます。

私は35年間廃棄物処理の仕事に携り、発火物が混入してごみピット内の廃棄物が燃えた事例は承知していますが、地震及び燃焼中の焼却炉を原因とする火災発生は聞いたことがありません。

土田寛（学識経験委員）

建築計画的に少し補足させていただくと、多分、この意見書を提出された方は、工場内だけを避難場所とするイメージを持っていると思いますが、阪神・淡路大震災や東日本大震災における被災者の方々が困ったことは食料や水のほか、特に風呂です。

両震災共に仮設の風呂を自衛隊がいち早く手配しており、風呂はプライオリティーとして高い位置付けになります。

その点を考えた際、例えば現在地の現状をイメージすると分かりやすいのですが、印西クリーンセンターに熱源があり、近接する温水センターには水もあるので、風呂を手配することが可能です。

よって、清掃工場そのものだけが避難場所ということではなく、当然、関連施設でも十分な避難場所対応が可能だと思います。

また、東日本大震災の際に携帯電話が繋がらなくなった話も含め、電気さえ確保すれば何とかかなるという意味からすると、発電機能も持つ清掃工場はエネルギー源の素材として被災地でも活用出来ると思います。

柴田圭子（委員）

現時点でどのような関連施設が整備されるか分からないので、避難場所して活用出来るかどうか不明確な状況だと思います。

避難場所と表現すると、やはり人が集まり昼夜を過ごすようなイメージとして捉えられると思いますが、印西市の地域防災計画などを見ても、避難場所として幾つかの指定があります。

千葉ニュータウンは広大な敷地の学校と大きな体育館など、避難出来る場所はたくさんあります。

よって、むしろ廃棄物処理施設が力を入れなければいけないことは、そうした公共施設にいかにか電気を絶え間なく送ることが出来るかということだと思います。

なお、現印西クリーンセンターは印西市の地域防災計画において避難場所として指定されていません。

また、国の指針の中でも避難場所としての指定がないことが明らかなので、現段階で避難場所と表現する必要はなく、次のステップである施設整備基本計画で検討すれば良いと思います。

全国的にコンサルタントやプラントメーカーから避難場所としての企画が提出されることは常態化していると思いますが、必ずしも避難場所と表現する必要はなく、防災施設や防災拠点という表現で十分だと思います。

鬼沢良子（委員）

現在、確かにどこの地域でも学校等が避難場所として指定されていますが、実は停電になると避難場所であっても電力会社からの供給電力は途絶え、冬場に一昼夜過ごすことは過酷な状況となります。

清掃工場を避難場所に位置付ける背景としては、先程の審査結果報告会の際にも寺嶋委員長が仰いましたが必ず自家発電を持っているということであり、災害時に電気が使えるということは非常に重要な点です。

なお、清掃工場で発電した電気を避難場所として指定されている学校等へ直接送電することは事実上困難です。

藤森義韶（委員）

一方で清掃工場は、車両の出入りが非常に多いこと及び爆発の可能性という危険性をはらんでいると思います。

そうした事故が過去にどれだけ起きているのかは少し調査すれば分かると思いますが、要は危険性のある建物ということです。

幾ら頑丈だとしても、そうした危険性をはらんでいる施設に人を誘導することは再考したほうが良いと思います。

多分、国は清掃工場から外部への電力及び熱の供給を前提にしていると思います。

鬼沢良子（委員）

それは違います。

土田寛（学識経験委員）

清掃工場を危険な施設という迷惑施設として位置付けることは、議論の次元が異なってしまうと思います。

寺嶋均（委員長）

清掃工場が危険な施設であるという認識は、改めていただかないと困ると思います。

土田寛（学識経験委員）

災害時に爆発するような施設であれば、住居系の用途地域に設置出来ません。

寺嶋均（委員長）

爆発するようなことはありません。

藤森義韶（委員）

地震等による焼却炉の崩壊などはありませんか。

寺嶋均（委員長）

ありません。

土田寛（学識経験委員）

寺嶋委員長の見解は、廃棄物処理行政に長く携わった専門家の見解です。

寺嶋均（委員長）

避難場所についてですが、災害時に電気が使えるか否かは決定的なことです。

藤森義韶（委員）

頻繁な集積車の出入りの件はどうでしょうか。

また、災害時に清掃工場の従事者は、施設の復旧対応等に専念するはずなので、避難者を受け入れる状態及び体制にないと思います。

寺嶋均（委員長）

先程も説明しましたが、大地震が発生すると焼却炉は一時停止します。

内部の点検後、大きな被害がなければ1週間以内に操業を再開させると思いますが、通常、大地震の発生から当面の間は、ごみ収集を一時ストップせざるを得ない状況になると思います。

現在地で想定すると、その間に都内への帰宅困難者の受け入れや、灯りを目指して被災者が集まることなども考えられます。

私達は東日本大震災の経験から学ばなくてはならないと思います。

東日本大震災では、市役所、消防署、警察などの公共施設も被害がありましたが、最も被害が軽微だったのは清掃工場だと思います。

藤森義韶（委員）

清掃工場は安全性がきちんと確保され、安全な避難場所になると判断出来るのであれば反対しません。

寺嶋均（委員長）

現在、清掃工場を新設する都市では、どこでも避難場所としての設備を設ける方向で進んでいます。

藤森義韶（委員）

分かりました。

亀倉良一（委員）

岡野氏から提出のあった意見書の趣旨と、委員長挨拶文の「おわりに」の文章の関連ですが、「おわりに」の6行目から9行目について、国土強靱化基本法の解説文章の引用なのか、あるいは委員長独自のお考えなのか分かりませんが、多分、国の閣議決定の内容を述べていると思います。

このことに関して、意見書に環境省資料が転載されています。

表3. 1-1の③ですが、避難所となる施設とは、社会福祉施設、学校施設、スポーツ施設などと記載されており、廃棄物処理施設は④に記載されているとおり復旧活動展開の基礎となる施設と分類されています。

「おわりに」で引用している文章が国の解説文であれば仕方ないと思いますが、意見書の提出者が心配している「清掃工場が学校施設のような避難者を受け入れる施設になるという認識を強く持たれることは適切ではない」ということを受け、少し調整が出来ないものかと思います。

寺嶋均（委員長）

今、世の中は国が方針を示すよりも先に現実が動いているのが実態だと思います。

意見書の2ページに「全国調査によれば地域防災計画により避難所として指定された廃棄物処理施設はない」と記載されていますが、現実には避難場所としての機能を備えた清掃工場が既に相当数建設されています。

例えば、先程の審査結果報告会でも説明しましたが、東京都などは既に平成20年から清掃工場を救出救助等に係る防災拠点として位置付けています。

土田寛（学識経験委員）

環境省資料を転載した意見書の表3. 1-1と平成25年5月に閣議決定された内容が同じかどうか、この場では分かりませんが、同じく転載したイメージ図を見ると「ごみ焼却施設の敷地内」を「避難所」として表現しています。

要するに、施設本体は熱源として使うとして、その敷地内若しくは近傍に避難所があることは良いことだということを環境省も認めたいうえで、清掃工場を更なる強靱なものにすべきということが本当の趣旨だと思います。

先程も説明したように、施設本体と周辺という空間イメージを持てば、齟齬や心配はないと思います。

河邊安男（副委員長）

環境省資料を転載した意見書のイメージ図ですが、市役所及び病院等への安定したエネルギー供給として、電力と記載されています。

しかし、先程も鬼沢学識経験委員から意見があったように、簡単に特定の施設に電力供給することは出来ません。

以前も説明しましたが、専用の電線路を敷かないと電力供給が出来ない状況です。

その点を把握したうえで、このイメージ図の理解を進めないと片手落ちだと思います。

また、先程、清掃工場は危険施設であるというような意見がありました。

確かに事故は起きていますが、人的な被害が多く出ているかという点、それは違います。

事故が1番多いのは粗大ごみ処理施設で、使い捨てのボンベなどが混入し爆発事故が起きる場合があります。

しかし、被害のほとんどは破砕機の中で止まっているので、人的な被害の例は少ないと言えます。

廃棄物を焼却しているという話もありましたが、消防法の関係で何かあれば防火扉が閉まりますし、車両の話も、一般的には収集車両と一般車両の通行帯は分けるなどし、安全を確

保した施設整備計画を策定するので、避難所として何ら問題ありません。

また、避難所に指定された清掃工場がないのであれば、次期中間処理施設を避難所に指定すれば良いだけのことです。

黒須良次（委員）

亀倉委員の意見は、「おわりに」の中の避難場所という表現が適切ではないという趣旨だと思いますが、避難場所と表現すると災害対策基本法における法律用語としての施設名のようなニュアンスに聞こえてしまう可能性があるため、他の表現のほうが良いのではという感じがします。

また、我々は千葉ニュータウンないしは印西地域が、防災上においてどのような問題がある地域なのか、あるいは、どのように優れた地域なのかということをごきちんとしておかなければいけないと思います。

千葉ニュータウンは大災害が発生しても余り逃げる必要がなく、また、徒歩圏内の近隣に収容性に優れた公共施設が整備されている素晴らしいまちです。

この点は、住民の大半が認識していると思います。

千葉ニュータウンに住宅が次々と建ち始めたのは、建築基準法の新耐震設計基準が施行された昭和56年6月以降で、多分90数%の住宅が該当すると思います。

千葉ニュータウン周辺の既存市街地は別として、千葉ニュータウン地域の住民はどこかに避難するというのではなく、地震があっても家の中に止まっていたほうが安全ではないかという位であり、広域から1カ所に集めて何とかするというよりも、むしろ既存の小中学校等で独立的にエネルギーが供給出来るような、例えば井戸やソーラーパネルの設置、教室エアコンの一部活用など、そうした工夫により十分に既存の防災拠点、防災施設を活かしながら、防災機能を高められる都市であると住民は認識していると思います。

なお、道路インフラは全国の都市がうらやむ位の高規格道路や歩行者専用道路が整備されており、避難するときの安全性が確保されています。

では、次期中間処理施設に求められる防災拠点の機能とは何なのかということについては、現時点では想定しにくいのではないかと思います。

というのは、既に地域防災計画が定められており、防災施設の位置付け、避難場所及び連携体制など、色々なものが一応計画としてあるわけです。

よって、本来は全体を睨んだ中で、そうした防災サイドのほうから自立したエネルギー供給施設としての次期中間処理施設をどこに置くかという発想を持つべきなので、ここで余り想定し過ぎるのはどうかと思います。

土田寛（学識経験委員）

これから用地検討委員会が各候補地の順位等を最終答申し、管理者・副管理者で建設候補地を選定した後に施設整備計画を定めるので、現在、地域社会貢献策等は未定ですが、地域の方達とどのように共生していけるのかという要素の1つとして、避難場所という表現を含む「おわりに」の6行目から9行目は、災害時に絶対に地域のお役に立てる自信がありますという事業者側からの意思表示です。

また、これから着手する施設整備計画を地域の方達とより前向きに相談してほしいという

寺嶋委員長からのエールとしての意味もあります。

そのように理解すれば良いのではと思います。

亀倉良一（委員）

意見書を提出した方の懸念を酌み上げることにはならないかもしれませんが、「おわりに」の6行目から9行目は、国土強靱化基本法を説明しているのだという意味合いで理解すれば良いという感じはします。

土田寛（学識経験委員）

法的説明の一般論ということによろしいと思います。

岩井邦夫（委員）

別件ですが、地域社会貢献は各候補地に係る評価の結論だけしか記載されていませんが、生活環境への影響のように具体的な内訳も掲載すべきだと思います。

浅倉郁（事務局：主査）

資料編の5—73ページに掲載しています。

岩井邦夫（委員）

随分離れたところに掲載していますが、これでは容易に辿り着けないので、分かりやすい場所に掲載するなど工夫することは出来ませんか。

例えば5—59ページ前後若しくは5—59ページの余白部などが考えられます。

浅倉郁（事務局：主査）

確かに分かり難いので、修正します。

寺嶋均（委員長）

最後に全体を通して意見等を求めるので、まずは最終答申書について事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

前回会議以降にいただいた指摘に基づき精査した最終答申書を皆様のお手元に配布しています。

本編と資料編に分かれています。資料編は前回会議でも説明したとおり主にこれまでの検討資料なので、主に本編における修正点を説明します。

まず、目次をご覧ください。

本編の（4）候補地の記述評価に、「建設候補地の検討における留意点」という括弧書きを追記し、また、ページを19から18に修正しました。

続いて、資料編の（5）候補地の比較評価項目・基準・配点の後に「及び評価結果の補足」を追記しました。

続いて、資料編の（13）候補地の特記事項は項目自体を削除したので、以下、番号が繰り上げとなります。

続いて、本編の2ページ及び3ページをご覧ください。

答申（2）から（4）における資料編の参照先ですが、目次と同様に「及び評価結果の補足」を追記しました。

また、答申（5）2の前回計画における比較検討地ですが、「みどり台3丁目」を漢数字

として「みどり台三丁目」に修正しました。

また、答申（５）３の文末ですが、「位置付ける」を他項目との表現の統一を図るべく「位置付けた」に修正しました。

続いて、４ページをご覧ください。

答申（８）３及び４の書き出し部ですが、「最新の清掃工場」を他項目との表現の統一を図るべく「次期中間処理施設」に修正しました。

続いて、５ページをご覧ください。

答申の（９）の文末ですが、「会議で決した」を「委員会で決した」に修正しました。

続いて、６ページをご覧ください。

「関係市町区域内の土地を対象とした公募」の説明文ですが、１行目の「期間で」の後に「関係市町区域内の土地を対象として」を追記、また、「ただし」の後の文末を「応募者のご意向により取下書が提出され受理した」に修正しました。

また、「関係市町による推薦」の説明文ですが、２行目の「多々羅田（９住区）」を「多々羅田地先」に修正しました。

また、照会日及び回答日の右隣に、資料編の参照先を追記しました。

続いて、７ページをご覧ください。

候補地の位置図ですが、候補地の基礎情報を右上に一覧として纏めました。

続いて、１５ページをご覧ください。

２次審査結果の右端ですが、「確認資料」を「資料編」に修正しました。

続いて、１６ページをご覧ください。

３次審査結果の右端ですが、同様に「資料編」と修正しました。

また、No. 16の地域活性化への寄与における評価基準を会議で決した内容に修正しました。

続いて、１７ページをご覧ください。

「総合評価得点」を「総合審査結果」に、「順位」を「総合順位」に、それぞれ修正しました。

寺嶋均（委員長）

最終答申書の全般について、意見等があればお願いします。

土田寛（委員）

管理者が主導された用地検討委員会の着想及び実際に候補地の公募が実行されて住民委員の方々を主体として住民理解を尊重し審議を進めてきたことは、前代未聞の大きなトピックであり、大いなる社会実験であったと思うので、会議等開催経過と周辺住民意見交換会の開催日程は「おわりに」の次に綴じたほうが良いと思います。

管理者が意図した住民目線がテキストとしてどのように展開したのかは、目の付きやすい場所に綴じたほうが良いということです。

寺嶋均（委員長）

会議等開催経過と周辺住民意見交換会の開催日程は、資料編ではなく本編に移したほうが良いということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

本編と資料編で重複して綴じることでも構いませんか。

土田寛（委員）

重複して構わないと思います。

寺嶋均（委員長）

会議等開催経過と周辺住民意見交換会の開催日程は、資料編のほか本編の「おわりに」の後にも綴じることよろしいですか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

その他、意見等がありますか。

岩井邦夫（委員）

本日開催した審査結果報告会の会議録は最終答申書に綴じるのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

資料編の（13）審査結果報告会の結果に綴じます。

岩井邦夫（委員）

審査結果報告会の参加者は何名ですか。

浅倉郁（事務局：主査）

28名です。

亀倉良一（委員）

管理者に最終答申書を提出した後のプロセスはどうなりますか。

浅倉郁（事務局：主査）

明後日の30日に最終答申書の授受式を執り行い、寺嶋委員長から管理者へ最終答申書が提出されます。

その後、管理者・副管理者で複数回の会議及び現地調査を行った後、1箇所の建設候補地を選定し、当該候補地の周辺住民を対象とした説明会を開催する流れとなります。

亀倉良一（委員）

そうした段取りは、逐一組合ホームページで情報発信するのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい、全て情報発信します。

岩井邦夫（委員）

最終答申書の概要について、いつ組合広報紙で周知するのですか。

印西市議員が数日前に配布したビラに各候補地の評点や順位が記載されていたので、最終答申書の概要は早めに周知したほうが良いと思います。

中野竜一（事務局：主査補）

10月中のなるべく早い段階で臨時号を発行したいと考えています。

岩井邦夫（委員）

出来るだけ早目をお願いします。

中野竜一（事務局：主査補）

承知しました。

亀倉良一（委員）

次の組合議会は、いつ開催されますか。

浅倉郁（事務局：主査）

10月16日に開催を予定しています。

寺嶋均（委員長）

最終答申書について皆さんから色々な意見がありましたので、事務局は最終修正についてよろしくをお願いします。

次第4 その他

寺嶋均（委員長）

次第の4番、「その他」を議題とします。

本日が最後の会議となりますが、事務局から何かありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

明後日の9月30日に執り行われる最終答申書の授受式をもって用地検討委員会は解散となります。

委員の皆様におかれましては、平成25年4月の第1回会議以降、約1年半に亘りご尽力を賜り誠にありがとうございました。

本来は組合管理者からご挨拶を申し上げるところですが、代わりまして組合事務局長の杉山よりご挨拶を申し上げます。

杉山甚一（事務局：事務局長）

管理者が直接皆様にお礼を申し上げるべきところ、代理で大変恐縮ではございますが、一言お礼を申し上げさせていただきます。

次期中間処理施設整備事業につきましては、今更申し上げるまでもなく、当組合にとりまして最重要かつ最大の課題でございます。

その最大の課題の基本となるべき用地検討を委員の皆様方をお願いいたしまして、約1年半に亘り会議だけでも17回、また、周辺住民意見交換会を15回開催するなど、皆様には大変お世話になりました。

検討内容が複雑多岐に亘り、色々なご意見がある中で委員の皆様方の専門性や市民目線という立ち位置で適切に対処していただき、本当にありがとうございました。

公平で公正、かつ透明性の確保にも配慮され慎重に審議していただき、本日、最終答申書を取り纏めていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

寺嶋委員長におかれましては、9月30日に執り行われる最終答申書の授受式にご出席い

ただき、管理者・副管理者へ直接ご説明をいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、組合からのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

次第5 閉会

寺嶋均（委員長）

これで用地検討委員会の第17回会議、最後の会議を閉会とします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

平成26年9月28日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会（第17回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 27 年 1 月 30 日

委 員 長

寺嶋 均

会議録署名委員

亀倉 良一

会議録署名委員

岩井 邦夫